

平成30年度
第1回鳴沢村総合教育会議議事録

平成30年9月27日

総務課

平成30年度第1回鳴沢村総合教育会議議事録

- 1 日 時 平成30年9月27日（木）
午前11時00分～午前11時46分
- 2 場 所 鳴沢村役場2階会議室
- 3 出席者 （構成員）小林 優村長、渡邊 伸一教育長、
梶原 かつえ教育長職務代理者、
渡辺 虎英教育委員、渡邊 房貴教育委員、
小林 俊司教育委員
（事務局）渡辺 一博総務課長、渡邊 寛総務課主幹、
渡邊 積教育課長、清水 千恵教育課主幹
- 4 協議・調整事項
 - （1）鳴沢村教育大綱の改訂について
 - （2）教育の条件整備など重点的に講ずべき施策について
 - （3）児童、生徒等の生命又は身体の保護等の緊急の場合に講ずべき措置について
 - （4）次回開催予定について
 - （5）その他

開会 午前 11時00分

総務課長 それでは、時間となりましたので会議を始めさせていただきます。改めまして、皆さまこんにちは。

皆さま方におかれましては、公私ともにお忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、本年度第1回目の鳴沢村総合教育会議を開会いたします。この総合教育会議ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴いまして、平成27年度から始まりました。同法に基づいて開催するものです。

まず始めに、主宰者であります村長さんよりあいさつをお願いします。

村長 どうも、皆さんこんにちは。

皆さん方には、大変お忙しい中、総合教育会議のご案内をさせていただきまして、お忙しい中をお集まりいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

また、平素から村の教育の推進にご尽力をいただいておりますことを、改めてお礼申し上げます。

先ほど、司会の総務課長から話がありましたが、この総合教育会議が創設された背景は、改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成27年度から施行されたことに伴うもので、今年度で3年が経過するわけであります。

この総合教育会議を通じ、皆さん方のご意見をいただきながら、村の教育に対しまして共に認識を一致させ、相互の執行側と理解を深め、村のより良い教育のために、知恵を出していきたいと思っております。

本日は、鳴沢村第5次長期総合計画が平成29年3月に策定さ

れたことに伴い、村の教育大綱の改訂を皆さんにお諮りするとともに、これからの村の教育について、色々なご意見をいただきながら、相互の協議・調整を図っていきたくと思っております。

また、今月末をもちまして2名の委員さんが後進に道を譲られるということで、長年にわたり村行政等にとりまして色々なご指導、また、ご鞭撻をいただきましたことを、この場をお借りしまして厚くお礼を申し上げさせていただきます。

委員は退くわけでございますが、どうかこれからも村政に対しましてご助言やご指導等を願うことを申し上げますとともに、お体には十分留意しながら、色々な立場でご活躍していただければと思っております。

それでは本日の会議、どうぞよろしく願いいたします。

総務課長 どうもありがとうございました。

それでは、以降の進行につきましては、鳴沢村総合教育会議設置要綱第4条第1項の規定により、村長さんの方からお願いしたいと思います。

よろしく願いします。

◎議題1 鳴沢村教育大綱の改訂について

村長 それでは、私のほうから議事を進めさせていただきます。

早速でありますけれども、協議・調整事項に移らせていただきます。

協議事項の1、鳴沢村教育大綱の改訂についてを議題といたします。

なお、本村においては、従来から行政と教育委員会が協力して教育環境の整備を行い、教育・文化の振興を図っておりますので、鳴沢村総合教育会議設置要綱第9条の規定により、大綱の策定等

に関する事務に関しては、平成27年度から教育委員会へ委任していることをあらかじめご承知おきください。

それでは、教育大綱の改訂案について、教育課より説明をお願いします。

村長 ちょっと、暫時休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時03分

村長 それでは、教育課いいですか。それじゃあ説明をお願いします。

教育課主幹 それではあの、鳴沢村の第5次長期総合計画に基づきまして、平成29年度から平成33年度の5年間ということで、前回の大綱を一部改正をしております。

内容は、長期計画に基づき、長期計画に沿った内容に変わっていますので、大まかな内容は変わってはいません。

村長 ちょっと、暫時休憩。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時05分

村長 総務課で説明できるか。それじゃ、総務課で説明を。

総務課主幹 それではよろしいですか。教育課に代わりまして、改定案の説明を私のほうからさせていただきます。

先ほど村長さんや課長、また、教育課からもちょっとお話がありました。これまでの教育大綱、前大綱の計画期間が平成27年度から28年度末まででありましたので、今回この計画期間終了の絡みもありますので、大綱の改訂をお願いするところであり

ます。

改定案の1ページをご覧ください。ここには、大綱策定の趣旨と位置づけ、計画期間、策定にあたっての考え方と構成、以上3点について触れられてありますが、ここでは2の計画期間をご覧ください。原則として、村の第5次長期総合計画前期基本計画に合わせて改訂を行う、こういうことをあくまで前提としまして、平成29年度から平成33年度までの5年間を今回の計画期間とする改定案となっております。

今回の改訂の理由につきましては以上となりますが、改訂の内容につきましては前回のものと比較して、追加等があった事項についてを説明させていただきたいと思います。

改訂案の2ページをご覧ください。ここからは教育の取り組み方針ということで、ここでは学校教育の充実についてとなっております。

主要事業は、「充実した学校教育環境の維持・整備」、施策として一番最初の黒ダイヤ、「思いやりの心の育成」ですが、これまでの大綱の文言に追加ということで、「また、2018年度からは道徳教育が「特別な教科道徳」として教科となるため、教科を通して道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てます。」この文章を追加しております。

次に、黒ダイヤ3つ目「国際理解教育の推進」につきましても同様に、「また、2020年度から全面実施される次期学習指導要領では、小学校高学年で教科としての外国語科が始まり、中学年で外国語活動が始まります。外国語教育に対する必要な対応・対策を講じ、教育環境を整備します。」の記載を追加しています。

それから、黒ダイヤ4つ目の「情報活用能力の育成」も同様ですが、「また、2020年度から始まるプログラミング教育に対応できるよう、教育環境の整備を行います。」の記載を追加する

ものであります。

なお、前大綱では「金銭教育の推進」が施策として設けられておりましたが、第5次総合計画から除かれたことを踏まえ、本改定案でも削除してございます。

4ページをご覧ください。ここにつきましては、社会教育関連のものとなります。

社会教育の推進のために、前大綱では「青少年活動の充実」と「学習機会の充実および学習場所の提供」の2つを主要事業としておりましたが、改定案では主要事業を「青少年の健全育成の推進」、「放課後児童クラブの充実」、「文化活動の推進」、「文化財の保護と活用」、「生涯学習の推進」の5本立てとしてあります。

この主要事業に関連する施策は前大綱と変わりはありませんが、1点だけ3つ目の黒ダイヤ「放課後児童健全育成事業の充実」中、「引き続き地域の要望や実情、ニーズに応じて充実に努める」という内容が追加となっております。

次に6ページをご覧ください。ここは社会体育の関連となりますが、この部分に関しては修正・追加等はなく、前大綱と同様となっております。

私からは以上となります。

総務課長 先程の改訂案の説明につきまして、若干補足説明をさせていただきます。

総務課での説明でもありましたが、これまでの大綱、また、今回提案しました大綱の内容につきましては、村の総合計画を基に作成しているわけですが、村の総合計画につきましては、第5次の計画が平成29年3月に策定され、この策定をもって様々な施策の実現に向けて現在進めているところです。

これまでの教育大綱の計画期間が平成29年3月末までということで、1年ほどの時間差が生じるわけですが、先程も申しあげ

ましたが、総合計画については施策の実現に向けて、すでに開始されていること等を考慮しまして、時期のズレが生じてしまい申し訳ございませんが、今回の教育大綱の改訂始期については、総合計画と同時期に遡及させていただき、平成29年4月から適用するというようお願いをしたいと思います。

私からは以上です。どうぞよろしく申し上げます。

村長 ただいま総務課で説明しました教育大綱の改訂案ですが、大綱は地域の実情に応じて定めることになっておりまして、今回提案した改訂案については、村の総合計画との整合性等を考慮したうえで、ご提案したところであります。

また、大綱につきましては、目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策の策定を法が求めているものではないと定義されております。あらかじめご留意いただきますよう、お願いを申し上げます。

このことを踏まえ、大綱の改訂案につきまして、何かご意見等はございませんか。

村長 まあ、言ってみれば村の方針に基づいて教育大綱に追加というか、村の方針に沿ったような大綱になるというようなわけですが、ご理解の程をお願いします。

ここは改良した方がいいとか、何かありましたらお願いします。

(意見等なし)

村長 それでは、意見等が特にないようですので、鳴沢村教育大綱の改訂につきましては、鳴沢村第5次長期総合計画を基とした事務局の改訂案を、村の教育大綱とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

村長 ご異議がないようですので、鳴沢村教育大綱は、提案しました改訂案を教育大綱とすることに決定いたしますので、どうかよ

ろしくお願いします。

◎議題2 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策について

村長 それでは、協議事項2の教育の条件整備など重点的に講ずべき施策について、事務局の説明をお願いします。

総務課主幹 はい、それでは教育の条件整備など重点的に講ずべき施策について説明させていただきます。

この件に該当する事項としては、学校等の施設整備や教育条件整備に関する施策など、予算編成権を有する首長と教育委員会が調整することが必要な事項、それから、一例を挙げますと、幼児教育・保育のあり方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童等への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策・子育て支援などのように、首長と教育委員会の事務との連携が必要な事項が該当することになります。

私からは以上です。

村長 ただいま事務局からの説明がありましたが、これらに該当する事項に対して、協議・調整すべきご意見等がありましたら、よろしくお願いたします。

村長 ちょっと、暫時休憩。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時22分

渡邊房貴委員 ちょっと提案させてもらっていいですか。

村長 はい、どうぞ。

渡邊房貴委員 この資料の2ページの三つ目のダイヤの「国際理解教育の推進」の中に、国際的視野を持つ人材の育成に努めますと、ということで、若輩ながらもちょっと提案させていただきたいので

すが、鳴沢の児童生徒、児童ですね、具体的に社会の出来事に関心をもってもらいたいという、また、鳴沢という地域を愛してもらいたいということについて、ご提案させていただきます。

このたび総裁選がありまして、安倍さんが三選されましたけれども、休日は鳴沢でゴルフをしたりとか過ごして、それがメディアによると富士河口湖町で静養しているというのが、ちょっと悔しい気がするんですけども、せっかく鳴沢に別荘があるので、例えば鳴沢に、地方の小さな小学校に視察に休日も兼ねて来てくれていますみたいなことを言ってもらえると、鳴沢がすごく宣伝になるというか。ちなみに、鳴沢小の校歌の三番にも「明日の日本を担っていこう」というところがあるんですけども、なんかそのところで日本のトップが来て、身近に感じてもらうと、子ども達の感じるものが良い面ですごい影響力があると思うんですよね。

そんなことで、行政から何か働きかけをしていただければ、まあダメ元で、そうすればお金も掛からず、すごい宣伝効果になるんじゃないかなと思いました。

あと、もう一点なんですけれども、3ページのダイヤ4つ目と5つ目に関連することなんですけれども、開かれた学校づくりと安全・安心な学校づくりというのがすごく相反するようなものですけれども、開かれた学校づくりのところで、地域の方にも学校教育への理解を深めてもらいながら、なおかつ、安全・安心な学校づくりというところで、先ほど定例会があつて、その他の部分で申し上げさせていただいたんですけれども、現在子どもたちの安全を見守るには、PTAが輪番で路上に立って見守っていてくれているんですけども、もっと地域の人たちからも見守っていますよということで、子ども達の下校時間に合わせて村内放送を流してくれるとか、あるいは、大田和にある特養老人ホームの車

両には「鳴沢村 P T A 防犯パトロール中」というステッカーが今貼ってありますけれども、それを村の車両にも貼ってもらったりとかしてもらったらいかがかなと。まあ、これもお金が掛からず早速できるようなことじゃないかなと思ひまして、ご提案させていただきます。

梶原かつえ委員 すみません。私からもいいですか。

村長 はい。

梶原かつえ委員 私は教育委員 4 年目で、恒例によりスクールガードリーダーをやらせていただいているんですけども、その研修会が 5 月にありまして、会場に行きましたら女性は 1、2 人しかいなくて、ちょっと場違いな気がしたんですけども、ほかの地域の方の色々な取り組みを研修会ですから聞かせていただいて、鳴沢村の活動というものをとりあえず把握して言うのですけれども、やっぱり保護者によると。この保護者によるパトロール、これしかというか、道路の安全確認は毎年していることですから、とにかく保護者が中心となって鳴沢村はしていますっていう感じでしか言えなかったんですけども、他の地域ではスクールガードリーダーは一般の方というか、それなりに経験を積んだ方がやっぱりなっていて、地域の人が子ども達の見守りに関わっているという発表が割とありました。鳴沢村でも、先程房貴さんがおっしゃったように、村として子ども達を見守っているというような、そういう形で子ども達の見守りをと言えたらいいんじゃないかとその時に思いました。以上です。

村長 はい、ありがとうございます。

ただいまの二人の委員のご意見に、事務局で何か答えられるか。

総務課長 はい、先程説明をしましたが、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策というようなことで、この施策については首長と教育委員会の事務との連携の項目がありますので、この項目と

して、先程言われたご意見は対応をしていきたいと。大綱としては細かい内容になりますので。

梶原かつえ委員 これはこれで、大綱とは別のことというわけで。

次の事項の3の事項ですかね。

渡邊房貴委員 大綱から飛躍した話として、これには異論はありません。

総務課長 はい、先程両委員から意見が出されましたが、そんなに経費もかからず工夫でどうにかなるのかなと思いますので、善処していきたいと思います。

渡邊房貴委員 よろしくお願いします。

村長 それとあの、まあ、私も村長になった頃、散歩をしている人が多いんで、できれば下校時にあわせて散歩をしてもらえれば、そういう活動もできるんでいいかなと。歩く人にもお願いしたことがあるんですけども、どうしても鳴沢の人っていうのはあんまり公っていうか、そういうことが嫌いっていうか、そういう性分っていうか、そういうことでまあ。

それと今は、言ってみれば各家庭の保護者が、子ども達にあんまり注意されても、あんまり素直に受け止めないという家庭もあるようで、あんまり関わりたくないという考え方の人もあるようです。まあ、関わりたくないっていう言い方も失礼かもしれませんが、下校時にいたずらをするとそれを注意をしなくてはならないとか、そういう立場になると嫌な思いをするというような、どっちにしても嫌な思いをするというような、そんな考えの方もいるようです。

それと総理の件ですが、私は新聞社とかNHK、そういう所には河口湖畔には総理の別荘はないんだから、富士山側で鳴沢だからって、報道機関がそんな間違っただけをすると怒るぞって言って、それからはある程度鳴沢村の別荘としてくれるようになった。

まあ、行動する所は富士河口湖町の、富士桜は富士河口湖町だし、そういうあれはありますけれども、なるべく別荘は鳴沢村だという報道をするようにお願いをしているところでもありますし、まあ、あの方が小学校に、平日にはここまでは来られないんで、休みになるんで、そういう時があるかどうかという難しい問題で。ただ、昭恵さんでもいいなと思っていたけれども、昭恵さんもあんな形でちょっと騒がれたりしたから、ちょっと俺も控えているところなんで、また折を見てっていう。

それと、給食を一斉に全校で食べるなんていうところは、全国的にもないと思っていて、それを見てもらいたいという気がありました。

渡邊房貴委員 それいいですね。給食も食べてもらうっていうのもね。

村長 そんなことを思っただけど、昭恵さんもいろいろ騒がれているから、ちょっと静かにしていたほうがいいと思って、何も言わないんだけど、そんなあれも考えていますけれども、まあ実現には至っていない。それと、結構有名な方もいるようですが、別荘ですのであんまり騒がれたくないという方が多いので、それは色々立場等もあるし、また、いい方策でも教えてもらえればお願いしたいと思います。結構有名な方も来ているようですし、芸能関係者もそうですし。

村長 他にはどうですか。

渡辺虎英委員 いいですか。

村長 はい。

渡辺虎英委員 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策の関係で、やっぱり鳴沢小学校には各学年にサポートを必要とする児童が多くおられるので、村単の先生を継続して雇用をして、そのような児童をサポートして頂ければと思います。

村長 はい、ありがとうございます。最近はどここの学校でもそうですが、そういう子どもが多くなっているということを聞いていますし、まあ言ってみれば、鳴沢は保育所が1か所、小学校が1校で、本当に小さい頃からはある程度子どもの姿が見える体制を作って、そのまま小学校に入って、保育所での行動等も小学校の先生が保育士等と話し合いながら、良い流れができているとは感じているわけですが、これが中学校へ行くと湖南中ですので、そこまで重くというか、手を掛けてもらえないという現状があるんです。

私も低学年の頃はある程度やっているわけですが、高学年になって今度はそのまま湖南中でできるのかといえば、それにも慣れさせなければ私としては困るというような考えもありまして、ある程度低学年の頃は補助を多くして、高学年になればある程度仲間であってというか、そういう体制を作れるような気持ちで今まで取り組んでいるわけですが、また学校の先生、保健師等と話し合っています。

まあ、減らすという考えはないわけですが、言ってみれば児童数も減っていますし、そんなことで県からもお願いをして見られているし、色々方策はしているつもりなんですけど、私とすれば高学年までというのはちょっと抵抗っていうかがありまして、そんなことで高学年のほうは、ある程度自立ができるような体制をとるという考えで、今年度の場合はさせてもらったわけです。

また色々先生方や保育士等と相談しながら、やっていきたいと思っております。

村長 他に、どなたかありましたらお願いします。

(意見等なし)

村長 ご意見がないようですので、以上でこの件については終了とさせていただきます。

◎議題3 児童、生徒等の生命又は身体の保護等の緊急の場合
に講ずべき措置について

村長 次に、協議事項の3の児童、生徒等の生命又は身体の保護等の緊急の場合に講ずべき措置について、事務局から説明をお願いします。

総務課主幹 はい、それでは児童、生徒等の生命又は身体の保護等の緊急の場合に講ずべき措置について説明させていただきます。

この件に該当する事項として想定される案件につきましては、いじめ問題により児童等の自殺が発生した場合、通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合をはじめ、緊急の場合に該当する事項として、災害発生により、生命・身体の被害はないが、校舎の倒壊などの被害が生じ、防災担当部局と連携する場合、災害発生時の避難先での児童等の授業を受ける体制や、生活支援体制を緊急に構築する必要があるため、福祉担当部局と連携する場合、また、犯罪の多発により、社会教育施設でも職員や一般利用者の生命・身体に被害が生ずる恐れがある場合、いじめ防止対策推進法第28条で定められている重大事態の場合、具体的には、いじめにより児童等の生命・身体等に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席している疑いがある場合に、事実関係を明確にするために組織が設けられ、調査が行われた場合等が該当します。

本村につきましては、日頃から、学校、教育委員会、PTA等が一体となり、この様な事態が起きないように全力で取り組んでいただいておりますため、本日、特に協議して頂く案件はございません。

今後、万が一重大な事案が生じた場合には、首長の判断により総合教育会議を開催し、協議及び調整等を行って頂くこともござ

いますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

村長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、または要望等がありましたらお願いいたします。

(意見等なし)

村長 ご意見がないようですが、ただいまの件は以上でよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

村長 はい、ありがとうございます。

あの、私の立場で言わせてもらいますと、貧困家庭といいますが、そういう家庭の子どもさんもいるし、まあ、保育園児もそうなのですが、NPOのフードバンクっていうのがありまして、あれは夏休みとか、まあそういう時に村にも提供をしたいというような案件があるわけです。まあ、あのNPOのフードバンク、これは私の個人的な考えですが、売名行為のようなことをやっていて、村にも寄附とかそういうものをお願いとか、そういう文書も来ていますし、それとはもう、こっちは村でそういうことがあればやるから、個々にやりますから、うちは結構ですというようなあれを言わせてもらっているのですが。

そんなことでまあ、県で補助していたのが打ち切られるから、各市町村で出してくださいとか、色々方策を変えてありまして、まあ、そんなことで鳴沢村の場合は、保育所、小学校にも村で、数が少ないので村でできることはやりますからということで、お断りしているような状況ですが、まあ、それが良いか悪いかは別にして、言ってみればああいうNPOといっても色々で、売名行為とか、あと違うところから寄附とか集めるNPOもあるので、村としては気を付けながら対応に当たっています。

それと、まあ昔から村の人達は、あんまり困っているかといえ

ばあるにはあるのですが、そういう申請をしないっていう。まあ、民生委員の方にもお願いしたりしているわけですが、そういうど根性的な精神がありまして、該当すればそういうことも制度がありますので、できればそういう制度を使っていたらいいと思いますので、また教育委員の皆さんで、もしそんな話があれば推奨というか、してもらいたいと思っております。

梶原かつえ委員 その制度を申請した方はいるのですか。

村長 いるよな。

教育長 ええ、います。

教育課主幹 はい、学校でやっている教育の補助の申請です。

教育長 学用品とか給食費とかあれですよな。

教育課主幹 今年度は、認定は該当するのは1名。1名というか、それに該当して申請してきた方が1名ですけども、結局所得があって認定にはならなかったんですよ。

梶原かつえ委員 ごめんなさい、先程聞いたような気がします。

給食費の未納が鳴沢小学校は0だったという話を校長先生がおっしゃっていたので、申請する方も、実際に出した方も。

教育課主幹 そうですね、昨年度は。

梶原かつえ委員 はい、分かりました。

村長 それでは、この件については以上とさせていただきますが、先ほどの事務局の説明にもあったとおり、緊急を要する事態が生じた場合は、総合教育会議を開催させて頂くこともありますので、その際はよろしく願いいたします。

◎議題4 次回開催予定について

村長 次に、協議事項4の次回開催予定について、事務局より説明をお願いします。

総務課主幹 はい、それでは次回開催予定についてご提案させてい

たきます。

次回の総合教育会議につきましては、鳴沢村総合教育会議設置要綱第2条の所掌事務中、協議及び調整等を行う必要が生じた場合に、その都度首長からご連絡をさせて頂けたらと思っております。

なお、緊急の場合を除き、今回同様に可能な限り教育委員会定例会の際に開催できるよう、配慮をさせていただきたいと考えております。

また、同設置要綱第4条第2項の規定で、教育委員会からも総合教育会議の招集を求めて頂くこともできますので、協議が必要な場合はご連絡をいただきますようお願いいたします。

私からは以上です。

村長 ただいま事務局から提案がありましたが、何かご意見等ありましたらお願いします。

(意見等なし)

村長 ご意見等がないようですので、この件については以上とさせていただきます。次回開催予定につきましては事務局で調整し、その都度のご連絡とさせて頂きたいと思っております。

また、教育委員会から開催のご希望がありましたら、ご連絡をいただきますようお願いいたします。

◎議題5 その他

村長 次に、その他についてを議題といたします。皆さま方から何かありましたら、よろしくをお願いいたします。

(意見等なし)

村長 事務局から何かありますか。

(「ありません」の声あり)

村長 皆さんから何かありましたらお願いします。

(意見等なし)

村長 意見等がないようですので、この件については以上とさせていただきます。

村長 以上で、協議・調整事項の審議は全て終了いたしました。

皆さまのご協力と、まあ、一部事務局の不手際で説明不足等の点もありましたことを謝罪しまして、また、様々なご意見を拝聴いたしまして、色々な立場、または色々な条件等を踏まえながら進めさせていただきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。以上で、議事を閉じたいと思います。

ありがとうございました。

総務課長 皆さま大変お疲れさまでした。

皆さまより様々なご意見を頂きながら、慎重審議をしていただきまして、誠にありがとうございました。

以上で、平成30年度第1回鳴沢村総合教育会議を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

閉会 午前11時46分